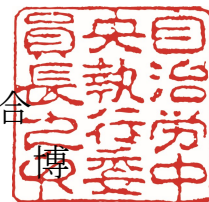


2025年7月7日

文部科学大臣
阿 部 俊 子 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石 上 千 博



2026年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、地方分権に向けた地方教育行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

現在、貧困の世代間連鎖が問題となっているなか、公教育、とくに教育機会の平等にすることが課題となっています。また、少子化による学校の統廃合によって子どもたちが自宅から容易に通えない状況も生じるなど、地域間格差による教育機会の平等が脅かされる事態となっています。

さらに、公共施設の老朽化等が課題となっていますが、その中でも教育関連施設の占める割合は決して少なくありません。とくに学校施設は防災拠点としても重要な役割を果たしており機能強化が急務となっています。

このように、地域実態にあった教育を推進する観点からも、教育機会の平等を拡充することや施設整備等の諸施策の実現が求められています。あわせて、教育行政に関する諸施策を担い日々職務に精励している現場職員の労働条件の維持・向上も重要です。

教育行政に関する課題は多岐にわたります。これらを実現するための予算措置に向け、下記のとおり所要の対応を要請いたします。

記

【公教育の無償化等について】

1. 義務教育の実質無償化を実現するため、保護者負担金の実態を把握し、その縮減に必要な財源措置や制度改革を行うこと。
2. 就学援助制度の拡充と条件整備を貧困対策として機能するよう一層推進すること。
3. 教育活動に使用する教材費、修学旅行費等についての予算を拡充すること。
4. 高等学校の保護者負担金を廃止すること。また、保護者への経済的負担を軽減するため、公費予算の増額および給付型奨学金の拡充を行うこと。とくに教科書の無償化措置を行うこと。また、遠距離化していることに伴う通学費用について、新たな補助制度を創設すること。

5. 学校における経理事故の防止と適正化を図るため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がなされるよう助言するとともに、「学校徴収金」の会計処理に混乱が生じないように、関係省庁とも協議のうえ、適正な会計処理についての判断を示すこと。また、学校給食費の公会計化導入にかかる費用の財源保障を行うこと。
6. 学校運営に必要な経費が、PTA等からの寄付や財政援助によって賄われている実態を調査し、結果的に寄付の割り当てや保護者への負担の強制とならないよう改善を図ること。また、公立学校が現金による寄付を受け取る際の手続きについて、自治体財務の観点から根拠を明確にすること。
7. 賄材料費及び光熱水費等の高騰により、全国における給食の提供が非常に厳しい運営を強いられていることから、支援対策による予算確保に努めること。また、高騰分の保護者負担への転嫁を避けるため、物価高騰差額分にかかる補助を継続して行うこと。
8. 給食費について食育等の観点から、より安全安心な食材提供と地産地消を促すため必要な給食にかかる費用について、保護者負担が生じない施策を行うこと。

【学校事務職員の定数について】

1. 都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、防災拠点など学校が果たす役割を考慮し、安定した校務運営を保障するため、事務長を含めて最低3人以上とすること。また、業務量の増加に伴う必要な定数改善を行うこと。
2. 2014年に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」で、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開の場として位置づけされたことを重く受け止め、定数算定にあたっては算定基準の児童生徒100人以上かつ25%以上を、100人以上もしくは25%以上に改善すること。
3. 定数内欠員および会計年度任用職員等による配置が拡大している実態を踏まえ、義務標準法の定める学校事務職員定数を遵守し、欠員を生じないようにするとともに、正規職員による配置にむけた改善を行うこと。
4. 地方交付税交付金により措置されている市区町村費事務職員の配置・拡充を図る施策を行うこと。

【学校職員の働き方改革について】

1. 公費以外の学校諸集金等の自治体一括集金制度について、地方自治法等の関係諸法令に基づく法的根拠を明確にすること。また、学校給食費の公会計化について、法令遵守の観点からさらに推進すること。
2. 「学校徴収金」の公会計化を進めること。当面、「学校徴収金」にかかる業務について学校が担わざるを得ない状況においては、単に事務職員への業務転嫁でなく、自治体や学校の状況に応じた適正な業務分担が可能となるよう、スクールサポートスタッフの

全校配置を推進するなど必要な人員配置を行うこと。

【学校環境整備について】

1. 学校施設の地域実態に応じた多機能化を推進すること。また、インクルーシブ教育の推進や災害時避難場所としての役割を考慮し、ユニバーサルデザインに立った学校施設整備指針の策定と改修等に必要な財源措置を早急に講じること。また、災害時における児童生徒の安全確保や地域防災拠点としての学校の機能を強化すること。
2. 2020年12月に改訂された「学校施設バリアフリー化推進指針」に基づいて進められている立小中学校等のバリアフリー化改修については、整備状況を踏まえ、整備目標期限を延長するとともに、必要な助言を行うこと。とりわけ、既設校舎へのエレベーター整備については、障がい児童生徒への合理的配慮の観点から、対象となるすべての学校施設で整備されるよう、「附帯決議」も踏まえて、自治体への助言や技術的支援に取り組むこと。
3. トイレのバリアフリー化改修に当たっては、車椅子の児童生徒のおむつ交換に対応できるユニバーサルシート（大型ベッド）を標準的に整備するよう、指針整備や財源措置を講じること。
4. 小中学校における冷暖房設備の設置事業に関する「学校施設環境改善交付金」の補助率を引き上げること。
5. 児童生徒の安全を図るため、遊具や施設の老朽化等に伴う危険性を軽減する施策を行うとともに、施設設備の改修に伴う財源措置を講じること。

【就学奨励費の改善について】

1. 就学奨励費について、領収書等による実費支給の手続きが（当該経費を必要とする）低所得世帯への支給の遅れと負担を招いているため、定額支給を各自治体に推進するよう周知を図ること。

以 上